

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却の償却
 限度額の計算に関する付表（措法46①、68の31①、
 旧措法46①、68の31①）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（三十一） 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対象資産の種類等	2	()	()	()
対象資産の名称	3			
対象資産の用途	4			
取得等年月日	5	・	・	・
事業の用に供した年月日	6	・	・	・
取得価額	7	円	円	円
普通償却限度額	8			
割増償却率	9	$\frac{24 \text{ 又は } 32}{100}$	$\frac{24 \text{ 又は } 32}{100}$	$\frac{24 \text{ 又は } 32}{100}$
割増償却限度額 (8)×(9)	10	円	円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件 障害者使用機械等である旨 の公共職業安定所の長 の証明年月日	12	・	・	・

障害者雇用割合の計算

期末の常時雇用する従業員 (短時間労働者を除く。)の数	13	人	第一号	雇用障害者数 $(15) + (16) + (17) + (18) \times \frac{1}{2}$	21	人
期末の常時雇用する従業員の数 のうち短時間労働者の数	14		又は 第二号要件	期末の常時雇用する従業員の総数 $(13) + (14) \times \frac{1}{2}$	22	
(13)のうち障害者の数	15			障害者雇用割合 $\frac{(21)}{(22)} \times 100$	23	%
(15)のうち重度障害者の数	16		第三号要件	基準雇用障害者数 $(15) + ((17) + (18)) \times \frac{1}{2}$	24	人
(14)のうち重度障害者である 短時間労働者の数	17			重度障害者割合 $\frac{(16) + (17) \times \frac{1}{2} + (19) + (20) \times \frac{1}{2}}{(24)} \times 100$	25	%
(14)のうち障害者(重度 障害者を除く。)である 短時間労働者の数	18			法定雇用障害者数	26	人
(15)のうち精神障害者の数	19			(13)から(20)までに係る 公共職業安定所の長の証明年月日	27	・
(14)のうち精神障害者である 短時間労働者の数	20			同上の証明に係る番号	28	第 号